

2014年12月16日

民法（債権関係）部会資料  
民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その1）についての意見

委員 安永 貴夫

第29 第三者のためにする契約

1 第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）

民法第537条に次のような規律を付け加えるものとする。

民法第537条第1項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。

（意見）

強行規定であるとの誤解を招かず、任意規定であることが明確であるようにするためには、今回の改訂がなされる前の部会資料83の文言に戻すべき。

（理由）

第三者のためにする契約は、労働分野で少なからず使われている。

もしも、今回提起されている条項について、強行規定であるとの解釈がなされ、適用対象労働者の同意を得なければ契約解除できないということになれば、労働協約の形式をとる契約で職場内最賃を定めたり、公契約の中で就労者の報酬下限額を定めたりする場合に、不特定多数の適用対象者全員の同意を得なければ契約解除が出来なくなり、契約の硬直性が高くなることから、これらの契約を新たに締結することを躊躇せざるを得なくなり、結果として、現行の制度を維持するのが困難になるのではないかと危惧する。

以上